

議 案 第 19 号

松戸市道に設ける道路標識の寸法を定める条例の制定について

松戸市道に設ける道路標識の寸法を定める条例を別紙のように定める。

平成29年8月29日提出

松戸市長 本郷谷 健 次

提 案 理 由

市道における道路標識の寸法に係る規定方法を整理し、速やかな道路行政を実現するため。

松戸市道に設ける道路標識の寸法を定める条例

松戸市道に設ける道路標識の寸法を定める条例（平成24年松戸市条例第36号）の全部を改正する。

道路法（昭和27年法律第180号）第45条第3項の規定により条例で定める市道に設ける道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（昭和35年総理府・建設省令第3号）第3条の2に規定する案内標識及び警戒標識並びにこれらに附置される補助標識（これらの道路標識の柱の部分を除く。）の寸法は、規則で定めるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。